

# 情報公開規程

## (目的)

第1条 この規程は、一般社団法人 BRIDGE KUMAMOTO（以下、法人という）が、その活動状況、運営内容及び財務状況等を積極的に公開するために必要な事項を定めることにより、この法人の公正で開かれた活動を推進することを目的とする。

## (法人の責務)

第2条 この法人は、この規程の解釈及び運用に当たっては、原則として、一般に情報公開することの趣旨を尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公開されることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

## (利用者の責務)

第3条 第7条に規定する情報公開の対象書類を閲覧ないしは謄写した者は、これによって得た情報を、この規程の目的に即して適正に使用するとともに、個人に関する権利を侵害することのないよう努めなければならない。

## (情報公開の方法)

第4条 この法人は、情報公開の対象に応じ、公告、公表、書類の事務所備え置き並びにインターネットの方法により行うものとする。

## (公開書類)

第2条 公開書類は以下のとおりとする。

- (1) 定款
- (2) 計算書類等（各事業年度の計算書類・事業報告書・付属明細書）
- (3) 役員名簿（住所・生年月日を除く）

ただし、寄付者名簿等の個人情報が含まれるものについては公開対象から除外する。

## (閲覧場所)

第3条 公開書類の閲覧場所は、主たる事務所とする。

2 感染症流行期に感染リスクを避けることを目的に、事務所以外の場所での閲覧もしくは電子メール等その他の手段によって書類を閲覧する形を取ることがある。

## (閲覧日時)

第4条 閲覧希望者は、希望日時の3日前までに主たる事務所へ連絡することとする。

2 閲覧の日は、この法人の休日以外の日を原則とし、業務時間のうち午前 10 時から午後 5 時までとする。

3 当法人は正当な理由があるときは閲覧希望者に対し、閲覧希望日を指定することができる。

附 則 この規程は、2020 年 8 月 1 日から施行する